平成２３年（フ）第６７３５号
大阪市北区本庄東３丁目８番２―809号
債務者　バランスデザインこと　山田　忠司
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨永　賢治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０６７号
大阪市住吉区千躰１丁目４番18―303号
債務者　宮城　康子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡孝太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１０５号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目10番10号
債務者　保井　孝介
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都宮一志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５５７号
福岡市早良区小田部５丁目７番28―103号、前住所福岡市早良区室住団地33番404号
債務者　後藤　　肇
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　向三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１号
福岡市中央区輝国２丁目13番16―303号、前住所福岡市中央区小笹３丁目13番47号
債務者　福井雄二郎
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田部哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６２号
福岡県筑紫野市武蔵５丁目６番13号
債務者　服部　俊二
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堺　　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３２５号
福岡市東区舞松原２－４－２―301、住民票上の住所福岡市東区松田３丁目17番７―508号
債務者　藤木　秀一
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三ツ角直正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月７日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３３９号
広島市安芸区船越南３丁目24番９―308号
債務者　田浦　豊美（旧姓道下）
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲田　誠一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５６号
広島市佐伯区五日市中央４丁目８番40―405号
債務者　竹田　　宏
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　那須　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５７号
広島市佐伯区五日市中央４丁目８番40―405号
債務者　竹田眞理子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　那須　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４６号
山梨県北杜市高根町清里3545番地2539
債務者　岩間　孝志
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花輪　仁士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９７９号
福岡市博多区諸岡６丁目26番30―106号、前住所福岡県太宰府市宰府５丁目18番19号
債務者　大谷　鋭司
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　是枝　秀幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６６号
福岡県糸島市波多江530番地、住民票上の住所福岡県糸島市井原2054番地
債務者　星丸志賀子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　富和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月11日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第４６号
愛知県安城市昭和町18番26号　昭和レジデンス３．502
債務者　小林　正澄
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
山形県東村山郡山辺町大字山辺2776番地２
債務者　漆山美紀子
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９号
山形市大字風間1323番地１、前住所山形市薬師町２丁目６番17号　発見ビル
債務者　森谷美都子
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２号
山形県寒河江市大字高屋字西浦438番地の11、前住所山形県寒河江市内ノ袋１丁目７番地の10
債務者　橋間　壽子
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
山形地方裁判所民事部